

# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## 月刊くろうど

クログ社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2023

7

Vol. 74

1 ゆんたくひんたく

2 マイナンバー法等の一部改正のポイント

4 ウェブサイト改ざんについて注意喚起

3 健康保険法施行規則等の一部改正のポイント

5 労働関係指標

発行元:クログ社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

## ゆんたくひんたく

橋本です。いつも大変お世話になっております。

今般の株式会社エムケイシステム(以下「同社」という)のランサムウェア感染に伴うシステム障害の影響で、関係する顧問先の皆様には、大変ご迷惑をおかけしており、誠に申し訳ございません。

先月に引き続き、システム障害の影響を受ける顧問先様に対しては、同社より発信される情報に基づいた個別対応を逐次ご連絡申し上げます。

また、迅速な情報開示や代替システムの導入や切り替えなどを通じて、顧問先様へのご迷惑を最小限にとどめるべく、職員一同、誠意対応してまいる所存です。

何かお困りごとがございましたら遠慮なく、担当者または代表である私までご連絡ください。ご心配とご迷惑をお掛けしておりますが、今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、このたびの事態を通じて私自身が感じたことは次の3点です。

- (1) 緊急時の代替手段を準備しておくこと
- (2) 関係する皆様に対して迅速な情報開示をおこなうこと
- (3) サイバーリスク保険の加入を検討すること

「ランサムウェア感染 お詫び」とネット検索すると、膨大な事例がヒットするように、いまやサイバーリスクは身近な脅威といっても差し支えない状況となっています。

あくまでも一般論ですが、(1)(2)だけでなく、業務上利用するソフトウェアからも被害発生する可能性があることを考慮すると、(3)サイバーリスク保険につきましても、未加入の顧問先様におかれては、この機会に検討されることを推奨いたします。

正確かに無駄になるかもしれませんが、「お守りのままで終わるのが一番」という想いがこのたびの経験から得た私の学びです。

決定済み  
施行前の改正

## マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ改正法が成立

令和5年6月2日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（マイナンバー法等の一部改正法）」が可決・成立しました。施行時期は、基本的には、公布の日から起算して1年3か月以内の政令で定める日とされており、令和6年の秋ごろの施行になると見込まれていますが、早めに改正内容を確認しておきましょう。

### マイナンバー法等の一部改正法のポイント（抜粋）

#### □ マイナンバーカードと健康保険証の一体化

〔マイナンバー法、健康保険法等の医療保険各法の改正〕

- ・乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
- ・健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。

→すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

#### □ 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

〔戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法の改正〕

- ・戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
- ・マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。

→公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



★マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証を廃止、場合によっては資格確認書を提供）については、企業実務にも影響がでてきますね。具体的な情報が公表されましたら、改めてお伝えします。

なお、マイナンバー法等の一部改正法には、上記の他、マイナンバーの利用範囲の拡大、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し、マイナンバーカードの普及・利用促進、公金受取口座の登録促進（行政機関等経由登録の特例制度の創設）などが盛り込まれています。詳細につきましては、気軽にお尋ねください。

施行済みの改正

## 資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化（健保則等を改正）

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第81号）」が、令和5年6月1日から施行されました。この改正省令により、資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化する等の見直しが図られています。ポイントを確認しておきましょう。



### 健保則等の一部改正省令のポイント（抜粋）

□ この改正省令は、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」の中間とりまとめ（令和5年2月）において、保険者の迅速かつ正確なデータ登録への対応が必要とされたことを踏まえ、健康保険法施行規則、船員保険法施行規則、国民健康保険法施行規則及び高齢者医療確保法施行規則について、所要の改正を行うものです。

□ たとえば、健康保険法施行規則（健保則）では、次のような改正が行われました。

① 健保則 24 条に規定する被保険者の資格取得に関する届出について、これまで様式において定めていた個人番号等の記載事項を健保則の規定中に列挙することで明確化するとともに、適用事業所の事業主は、当該届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は記載事項に係る事実を確認することができるものとする。



② 資格取得に関する届出等を受けた保険者は、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等でオンライン資格確認を受けることができるようにするため、当該届出等を受けた日から5日以内に、被保険者等の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法等により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

★マイナンバー法等の一部改正法による「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を円滑に施行できるようにするための準備といえますね。健康保険の被保険者の資格取得等の手続の際に、個人番号（マイナンバー）の記載がなく、それを拒む社員がいた場合には、上記のような改正があったことを伝えたくて、その提出等を求めるとよいでしょう。



## ウェブサイト改ざんについて注意喚起(警察庁・経産省)

警察庁、経済産業省から、サイバー警察局便り Vol.6として、「御社のウェブサイト改ざんされていませんか？」という注意喚起がありました。自社のウェブサイトが改ざんされているかどうかの確認方法が紹介されています。ウェブサイトを開設している場合は、一度確認してみたいはいかがでしょうか？

.....御社のウェブサイト 改ざんされていませんか？(サイバー警察局便り) .....

どうやったら改ざんされていることが分かるの？

**自社ウェブサイトを検索してみましょう！**

① 検索サイトで  
「site:(自社ドメイン)」  
と入力して検索！(www等のサーバ名は不要です。)  
【例】自社のウェブサイトが「www.example.co.jp」の場合、「site: example.co.jp」と入力してください。

② 検索結果に**自社ドメインを使用した見覚えのないページが表示されたら、改ざん**(不正にファイルを蔵置)されています！

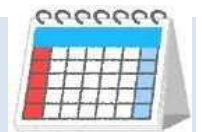
自社公式ウェブサイト

★万が一改ざんされていた場合は、自社の担当者等に連絡の上、不正なページの削除、せい弱性の修正等の対策を行う必要があります。また、アクセスログ等を保存の上、最寄りの警察署又は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口に通報・相談するようにしましょう。

お仕事  
カレンダー  
7月



- 7/10
- 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
  - 納期特例の適用を受けている源泉所得税(1~6月分)の納付期限
  - 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限
  - 労働保険の年度更新手続きの締切日



- 7/31
- 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付期限
  - 5月決算法人の確定申告と納税・11月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
  - 8月・11月・2月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
  - 労働者死傷病(休業4日未満)報告(4~6月分)の提出期限



## クラウドからのお知らせ

7月25日(火)は、社員研修のため、  
営業時間を9時00分~12時00分とさせていただきます。  
ご不便をおかけしますが、なにとぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

よろしくお願ひします





## 労働関係指標

### 労働関係指標 (2023年4月)

完全失業率 (季節調整値※2)	全国	2.60%	(前月比-0.2ポイント)	有効求人倍率 (季節調整値※2)	全国	1.32倍	(前月と同率)
	広島県	2.00%※1	(前年同期比-0.3ポイント)		広島県	1.55倍	(前月と同率)
就業者数 (季節調整値※2)	全国	6,744万人	(前月差+13万人)	定期給与※3 現金給与総額※4 (現数値)	全国	285,176円	(前年同月比+1.0%)
	広島県	142万9千人※1	(前年同期比-1千人)		広島県	274,742円	(前年同月比-1.5%)

※1 広島県の完全失業率と就業者数の値は四半期毎に公表されています。今号は、2023年1月～3月平均の値を掲載しております

※2 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

※3 定期給与：あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与のこと

※4 現金給与総額：「決まって支給する給与（定期給与）」と「特別に支払われた給与（特別給与）」の合計額

### ● 2023年4月の福山公共職業安定所管内の雇用失業情勢

2023(令和5年)年5月号を加工して作成

- 有効求人倍率は1.49倍で、前年同月比0.04ポイント上昇。
  - ・ 月間有効求人数は11,661人で、前年同月比0.2%減少。
  - ・ 月間有効求職者数は7,838人で、前年同月比3.1%減少。
- 新規求人倍率は2.35倍で、前年同月比0.22ポイント上昇。
  - ・ 新規求人数は4,068人で、前年同月比1.6%増加。
  - ・ 新規求職申込件数は、1,728人で、前年同月比8.2%減少。
- 就職件数は382人で、前年同月比12.8%減少。

### 月間有効求人・求職・求人倍率の推移

